

Ⅲ 地域の目指す姿

基本方針

- 1 生産・販売基盤の見直しによる力強い産地づくり（農林業の成長力強化）
- 2 安房地域を支える多様な担い手の育成・確保（担い手育成）
- 3 地域の特徴を生かした農村の活性化（地域振興）

1 農林業の成長力強化

～ 生産・販売基盤の見直しによる力強い産地づくり ～

(1) 園芸 **重点施策**

ア 花き

労働力の確保、省力化の推進、老朽化した温室のリフォーム等による生産基盤の強化を推進するとともに、出荷規格の統一や新たな需要の創造等により、新しい生活様式に対応した販売力のある産地を目指します。

イ 野菜

関係機関と連携した新たな担い手確保に関する取組の推進や、研修会の開催等による産地の中心的な担い手の経営管理能力の向上、機械化・出荷形態の検討による作業負担軽減・規模拡大等により、産地の維持発展を図ります。

ウ 果樹

令和元年房総半島台風等の被害からの復旧・復興に向け、ほ場復旧支援や自然災害に強い栽培モデルの普及を推進するとともに、技術向上に向けた集合研修や新技術の導入促進、新規参加者の受入体制整備等により、産地の維持発展を図ります。

(2) 農産 **重点施策**

中長期的な経営安定を図るため、多収性品種の導入や収量向上技術の普及、地域ぐるみでの農地の維持管理の推進、省力化技術の積極的導入による生産効率の向上等を図るとともに、飼料用米や稲WC S等、転作作物の取組を推進します。

(3) 畜産 **重点施策**

牛舎等の再整備や新技術の導入、外部支援組織の活用等を支援し、経営の高度化とゆとりの確保を推進します。また、耕種農家との連携による飼料生産や家畜ふん堆肥の活用を支援し、地域と調和した畜産経営を推進します。

(4) 森林・林業 **重点施策**

森林施業の団地化や森林経営計画に基づく計画的施業を推進するとともに、ICTの導入や高性能林業機械の活用による作業の効率化を支援し、木材搬出量の増大を図ります。

(5) スマート農業の推進

技術実証や活用事例の情報提供、補助事業の活用推進等により、最適なスマート技術の選択・導入を支援します。

(6) 販売強化・6次産業化の推進

直売・交流施設が地域の特徴ある食などの情報を発信するための環境整備や総合事業計画の認定、加工・販売施設等の整備を支援し、販売強化・6次産業化を推進します。

(7) 環境保全型農業の推進

「エコファーマー」や「ちばエコ農業」「有機農業」「GAP」等の各種認証制度の活用支援や「みどりの食料システム戦略」等の推進などにより、環境保全型農業の取組拡大を図ります。

(8) 食の安全・安心

農薬の適正使用、販売店等における表示義務の周知徹底により信頼性の向上を図るとともに、食育活動情報交換会等を通じて、健全な食生活を実践するための食育を推進します。

(9) 災害等への危機管理強化

記録的な豪雨や台風、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の発生、新型コロナウイルス感染症の拡大など、農業経営へのリスクが増大する中、各種補償制度への加入促進や被害低減技術の普及拡大等により、危機管理強化を推進します。

2 担い手育成

～ 安房地域を支える多様な担い手の育成・確保 ～

(1) 多様な人材の確保・育成

ア 認定農業者や大規模経営体の経営発展支援 **重点施策**

研修会や情報交換会等の開催により、経営能力の向上や法人間連携を促進するとともに、法人化や雇用導入に係る基盤整備、制度資金の活用等を支援することにより、認定農業者や大規模経営体の経営発展を推進します。

イ 新規就農者等の確保・定着

農業経営体育成セミナーやスキルアップのための段階的な研修会の開催、援農ボランティアのマッチング、二拠点生活者の就農意欲向上等に指導団体や支援機関と連携して取り組み、新規就農者の確保・定着を図ります。

ウ 小規模経営体の経営発展支援

安定した生産・販売のための知識・技術習得や直売所に適した品目の導入を促進し、地域を支える経営体として、地域の特色を生かした小規模経営体の経営発展を推進します。

エ 女性農業者の活躍支援

家族経営協定の締結や女性の役員登用推進、女性組織の活動・交流支援等により、女性農業者の活躍機会の拡大を図ります。

オ 労働力の確保

農作業受託組織やコントラクター事業、作業の共同化への取組を支援するとともに、経営主の雇用能力・人材活用能力向上、農業者間の労働力の流動化の促進等により、作業負担の軽減や労働力の円滑な確保を推進します。

カ 林業就業者の確保及び林業経営体の育成

森林経営計画に基づく効率的な森林整備の推進、市町による森林環境譲与税を活用した委託事業の創設支援、森林整備の人材育成等により、林業事業体の経営安定化を図ります。

(2) 集落営農の推進 **重点施策**

「人・農地プラン」などによる地域営農ビジョンの作成、集落営農の組織化・法人化を支援し、営農組織による農地の維持・管理を推進します。

3 地域振興

～ 地域の特徴を生かした農村の活性化 ～

(1) 農村整備

ア 生産基盤の整備

担い手への集積を前提としたほ場整備の推進や広域農道の早期完成に向けた用地取得と工事の迅速化等に取り組み、農村の条件整備を推進します。

イ 農地の保全と災害の防止

地すべり対策により農地の保全に努めるとともに、老朽化したため池の改修、ハザードマップの作成を推進することで、地震や豪雨時における安全性の確保に取り組みます。

ウ 土地改良施設の長寿命化対策

農業用ダムについて、機能診断や更新計画に基づく整備を進めるとともに、受益100ha以上の基幹的な農業水利施設のうち、整備が必要な施設については、保全計画の策定等により、計画的な補修や更新整備を進めます。

(2) 農地利用集積の推進

ア 農地中間管理事業等を活用した農地集積の促進

「人・農地プラン」の実質化の支援や実情とニーズに合わせた農地基盤整備事業の実施等により、担い手への農地集積・集約化を図ります。

イ 荒廃農地の利活用の推進

市町、農業委員会等との連携により、新規就農者の育成や企業参入、経営規模拡大を支援するとともに、耕作条件改善、有害鳥獣対策等を総合的に進めることで、担い手への農地の集積・集約化を図り、荒廃農地の発生防止及び利活用を推進します。

(3) 有害鳥獣被害対策の推進

防護対策に係る補助事業の導入や集落単位の被害防止対策の推進、荒廃農地の発生防止・解消を図ることにより、農作物の被害軽減を目指します。

(4) 農村の活性化

ア 農村の有する多面的機能の維持発揮

地域資源を地域ぐるみで保全する取組や農業生産活動が継続できる体制づくりを支援することにより、農村の有する多面的機能を維持・発揮できる環境整備を推進します。

イ 都市と農山漁村の交流促進

観光農園、農林水産物直売所、農林漁家民宿等の交流拠点の活性化や新たな人材等の受入態勢整備を進めるための研修会を開催するとともに、交流活動を支援し、都市と農山漁村の交流を推進します。

(5) 森林の保全と利活用

市町が森林環境譲与税を活用して行う森林整備全体計画の作成、森林整備意向調査、森林の団地化を図る取組を支援するとともに、市町や地区の実情に応じた多様な森林整備手法の検討により森林整備活動を推進します。また、重要なインフラ施設周辺の森林については、施設の管理者とも連携し、災害に強い森づくり事業などの補助事業等の実施により、災害の未然防止につながる森林整備を推進します。